



# はちまむ応援金のご案内

令和5年1月  
から開始

(八戸市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業)

八戸市では、すべての妊婦や子育て世帯が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援を充実させるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てをする環境を整えることを目的に「はちまむ応援金（国の出産・子育て応援給付金）」事業を実施します。

対象者		はちまむ応援金	申請方法・支給時期
A	令和5年1月4日以降に妊娠の届出及び母子健康手帳を交付した妊婦、その後出産した子を養育する方	5万円（妊娠期）	妊娠の届出及び母子健康手帳交付手続き時にすくすく親子健康課で申請。
		5万円（子育て期）	出産後の赤ちゃん訪問時に申請。（申請書は訪問時に職員が配付。）
B	令和4年12月31日以前に妊娠の届出及び母子健康手帳の交付をし、令和5年1月1日以降に出産した子を養育する方	5万円（妊娠期）	赤ちゃん訪問時にはちまむ応援金（妊娠期・子育て期）を申請。出産後に10万円一括支給。1月中に通知を郵送。申請書は訪問時に職員が配付。
		5万円（子育て期）	
C	令和4年4月1日～令和4年12月31日に出産した子を養育する方	5万円（妊娠期）	赤ちゃん訪問が終了した方は、はちまむ応援金（妊娠期・子育て期）を申請。10万円一括支給 訪問が終了した方は、1月中に通知及び申請書を郵送。 訪問がまだの方は訪問時に申請書を職員が配付。 申請期限：令和5年3月31日まで
		5万円（子育て期）	

- ※妊娠期のはちまむ応援金は、妊婦一人につき5万円、子育て期の応援金は、子ども一人につき5万円を養育者に支給します。双子を出産された方は、応援金（妊娠期・子育て期）は、あわせて15万円を支給します。  
 ※妊娠の届出後に流産・死産となった場合にも、はちまむ応援金（妊娠期）の支給が受けられます。また、出産後にお子さんが亡くなった場合には、はちまむ応援金（子育て期）の支給が受けられます。  
 ※対象者が転出入した場合など、ご不明な点は、お問い合わせください。

伴走型相談支援は、出産・育児の見通しを立て、必要な支援につなげるための面談となります。

①妊娠届出時の面談、②妊娠8か月頃の電話面談等、③赤ちゃん訪問での面談 の3回です。

はちまむ応援金（妊娠期・子育て期）は、八戸市の伴走型相談支援を受けた方が支給の要件です。



①妊娠届出時の面談



②妊娠8か月頃の電話面談等



③赤ちゃん訪問での面談

※提出書類（面談後3か月以内の申請）

- ①申請書
- ②振込口座がわかる通帳等の写し
- ③本人確認できる書類の写し（必要な方）  
（マイナンバーカードや運転免許証等）

問い合わせ先

八戸市保健所 すくすく親子健康課（子育て世代包括支援センター）

お金に関すること 保健医療グループ 0178-38-0374

面談等に関すること 母子保健グループ 0178-38-0711